

## 裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第9回）議事概要

### 1 日時

平成22年7月26日（月）午後1時15分から午後3時50分まで

### 2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，小野正典，酒井邦彦，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），  
龍岡資晃，榊井成夫

（オブザーバー）

三好幹夫（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

山崎敏充事務総長，植村稔刑事局長，菅野雅之審議官

### 4 進行

#### (1) 酒井委員あいさつ

懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった酒井委員からあいさつがあった。

#### (2) 議事進行について

菅野審議官から，本日は，裁判員裁判の審理に関する現状と課題について，酒井委員及び小野委員から，前回の議論を踏まえて，更に掘り下げた各論的なプレゼンテーションを行っていただくことを予定していたが，前回の懇談会后，裁判員裁判の傍聴を実施したので，本日はその報告を行うとともに，傍聴した委員から感想等を述べていただき，それらも踏まえてプレゼンテーションを行っていただいた方が，より充実した議論ができると考えられること，加えて，本日は報告事項や議論いただく事項が多岐にわたり，十分な時間を確保することが困難であることから，両委員によるプレゼンテーションは次回懇談会にお

いて実施させていただきたい旨説明があり、委員の了承の下、資料1の進行次第のとおり議事を進めることになった。

(3) 裁判員裁判の実施状況等について

ア 裁判員裁判の実施状況に関する統計データについて

植村刑事局長から、資料2に基づき、平成21年5月21日から平成22年5月末までの裁判員裁判の実施状況についての報告がされた。

(小野委員)

資料2の表1-2(庁別の新受人員)に関して、さらに、各庁の各合議体ごとの人員の数が分かれば、各庁の負担の度合いが分かり、より参考になるのではないかと。

(植村刑事局長)

現在の各庁の負担の度合いは様々な要因から相当のばらつきがあり、直ちに参考資料にするのは難しいが、裁判員裁判を行っている合議体の数は全国で134あるから、新受人員の総数を134で割れば、1合議体当たりの平均的な新受人員が算出できるので、これで状況を理解されたい。

(龍岡委員)

事務局の説明では、裁判員法施行から本年5月末までの控訴率は29.0%とのことだが、裁判員裁判対象罪名事件に関する裁判官裁判における控訴率と比較した場合に、何らかの傾向が見られるのか。

(植村刑事局長)

平成20年における裁判員裁判対象罪名事件の判決人員総数は2163人であり、控訴人員は749人であるから、平成20年における控訴率は34.6%であった。したがって、裁判員法施行後の控訴率は、従来と比較すると少し低下している。

(山崎事務総長)

控訴率の低下が傾向といえるかどうかは、もう少し長いスパンで見ていく

必要があるだろう。

(小野委員)

評議時間については、過去のデータと比較して、何か傾向が見られるか。

(植村刑事局長)

資料５－１の図表６５にある平成２１年１２月末までの統計データと比較すると、評議時間は全体的に長くなっている。その理由としては、制度施行当初は比較的単純な自白事件が多かったために、評議が比較的短時間で終了していたからではないかと思われる。

(酒巻委員)

資料２の表１１－２(実審理期間別の判決人員の分布及び平均実審理期間)を見ると、実審理期間が６か月を超える事件が４件あるが、これらの事件は、同表の(注)２に記載されているとおり、まず、対象事件以外の事件が起訴されて第１回公判期日が開かれ、その後、対象事件が起訴されて併合されたために、対象事件以外の事件についての第１回公判期日から対象事件を含めた事件の終局までの全体の実審理期間が６か月を超えているということか。

(植村刑事局長)

御指摘のとおりである。ちなみに、同表の「６月以内」欄の２件と「６月を超える」欄の４件を除いた平均実審理期間は、全事件で４．１日、自白事件で３．７日、否認事件で５．３日となる。

(酒巻委員)

そうであれば、国民に誤解を与えないように、上記(注)２の説明はもっと分かりやすくするとよい。

イ 裁判員等経験者に対するアンケートについて

植村刑事局長から、資料３に基づき、平成２２年１月から４月までの裁判員等経験者に対するアンケート調査結果の概要についての報告がされた。

(内田委員)

資料3の問6及び問7にある評議に関するアンケート結果を見ると、裁判員の約8割が「話しやすい雰囲気」だったと回答し、裁判員の約7割が「十分に議論できた」と回答している。資料4の裁判員制度に関する裁判官意見交換会でも紹介されているとおり、裁判官は評議の充実のために様々な工夫を行っており、そのような工夫が、上記のような高い数字として表れていると思う。

(小野委員)

資料3の問4にある法廷での説明等の分かりやすさは、以前のアンケート調査結果と比較して、検察官と弁護人の数値の差が広がっている。弁護士会では、アンケートの自由記載欄も参考にしながら、個別事件における弁護活動の検討を含め、弁護活動のレベルアップに取り組んでいるところであるが、それらの取組を通じて、弁護人の法廷での説明が、裁判員に対してより一層分かりやすいものとなるよう努力したい。

(植村刑事局長)

法廷での説明等の分かりやすさに関するアンケート調査結果において、小野委員が指摘されたとおり検察官と弁護人との間で数値に差があるのは、検察官による説明との比較において、弁護人の説明が分かりにくいと感じる裁判員経験者が多いからではないか。つまり、検察官は、組織的な対応が可能であり、経験の蓄積も進んでいると思われる一方、弁護人は、個人としての対応が基本であるから、検察庁のように経験を蓄積し共有化することが難しい上、否認事件においては、弁護人の弁護方針が裁判員に理解されにくい場合もある点が、上記調査結果の背景にあるように思われる。

(榎井委員)

弁護活動の改善を検討する際には、裁判員裁判を経験した弁護士から意見を聴くのが有効と思われるが、そのような意見は聴いているのか。

(小野委員)

裁判員裁判を経験した弁護士や裁判員裁判を傍聴した弁護士が、裁判員裁判における弁護活動に関する検討会を行っている単位弁護士会もある。また、日弁連としても、裁判員裁判に関する経験交流会を企画し、弁護活動の問題点を分析・検討するとともに、その結果を各単位弁護士会や個々の弁護士に還元することを検討しているところである。

(椎橋座長)

資料3の9頁の上段にあるクロス集計の結果から、審理内容の理解のしやすさと評議における議論の充実度との間には相関関係があると理解してよいだろうか。

(今田委員)

審理内容が理解しやすいからといって、評議における議論が充実するとは限らないのではないか。

(内田委員)

今田委員と同意見である。審理内容の理解のしやすさは審理の問題であり、評議における議論の充実は評議の問題であるから、両者は局面を異にする。

(今田委員)

とはいえ、審理内容の理解のしやすさと評議における議論の充実度との関係では、審理内容の理解のしやすさは必要要件であり、審理内容が理解できなければ、評議において充実した議論を行うことは難しい。したがって、検察官、弁護人及び裁判官の法廷での説明等の分かりやすさに関する回答結果をしっかりと受け止めて、特に弁護人には法廷での説明がより一層分かりやすいものとなるよう、奮起していただきたい。

ウ 裁判員制度に関する裁判官意見交換会について

植村刑事局長から、資料4に基づき、裁判員制度に関する裁判官意見交換会についての報告がされ、各会における裁判官の発言内容も紹介された。

(酒巻委員)

このような裁判官による意見交換会は、諸外国でも余り例がないように思われるし、各会における裁判官の発言内容も大変興味深い。今後もこのような意見交換会を実施するのか。

(植村刑事局長)

今後の意見交換会の実施については、委員からの御意見、御感想等も踏まえて、検討したい。

(榊井委員)

専門性の健全さは、健全な非専門（アマチュアリズム）の批判によってのみ、その健全性を保障されると思う。司法の専門性と裁判員との関係がまさにこれに該当する。意見交換会の裁判官の発言に、この良い影響が明確に出ていると思う。裁判官の発言内容から、裁判員制度の施行に伴い裁判官という専門家集団の中で大きな意識変化が生じていることが読み取れる。可能であれば、このような意見交換会を今後も継続的に実施していただきたいし、検察庁及び弁護士会においても、このような意見交換会の実施を検討していただきたい。

(内田委員)

裁判官の発言内容から、裁判官が真摯に裁判員裁判に取り組んでいることが理解できたし、裁判官から裁判員の関与を高く評価する発言があることも興味深い。また、裁判官の発言内容から、裁判官が審理・評議を充実させるために様々な工夫を行っていることなど、裁判員裁判での評議の実態がより理解できるとともに、量刑評議を含め、評議が順調に行われていると感じた。榊井委員も指摘されたとおり、弁護士会もこのような意見交換会を行うとよいし、その際、裁判員経験者にも参加を呼びかけて意見をうかがうとよい。

(小野委員)

弁護士会でも、裁判員経験者等から弁護活動に対する率直な意見をうかがうため、裁判員経験者、司法記者及び裁判員裁判を経験した弁護士によるパ

ネットトークを実施した例はある。ただ、弁護士会としては裁判員経験者とコンタクトを取ることが難しいし、守秘義務の制約もある。裁判員経験者から直接意見等をうかがうための取組については、方法論も含めて、検討したい。

(龍岡委員)

裁判官意見交換会では、裁判長に加えて比較的若手の裁判官も参加するという構成がよかったし、意見交換の様子をメディアにも公開するという形式もよかった。また、意見交換会では、これまで当然のこととして考えていたことを改めて原点に立ち返って考え直したとの発言も見られ、裁判員制度が、裁判官において刑事裁判をもう一度見直すきっかけとしても有意義なものであることがうかがえる。このような取組に加え、各地域ごとに法曹三者による意見交換会も行えば、裁判員裁判のよりよい運用に資するのではないか。

(今田委員)

裁判官の発言内容を聞いて、専門家である裁判官の思考と非専門家である裁判員の思考が、裁判員裁判においてうまく融合・共鳴していることが分かった。そのような事例を少しでも増やすために、検察官・弁護人も知識・経験等を蓄積していくことが求められよう。

(内田委員)

裁判官意見交換会の成果の1つとして、今後の課題や改善点が、裁判官にはっきりと自覚されている点も上げられる。

(椎橋座長)

裁判官意見交換会での発言を聞くと、裁判官が裁判員と一緒に新しい制度を構築しようと試行錯誤している姿勢がうかがえる。また、内田委員が指摘されたとおり、今後の課題や改善点に関する指摘は、今後の運用改善に役立つ必要があるだろう。さらに、裁判員と一番関係が深いのは裁判官ではあるが、裁判員と検察官及び弁護人との関係をどのように構築していくのかも重要な点であるから、そのためには、裁判官、検察官及び弁護士と裁判員

経験者が意見交換できる機会を設けることが望ましいと思われる。

なお、裁判官意見交換会において、裁判官から、裁判員候補者の呼出人数について改善を促す意見が出されているが、対応策は検討されているのか。

(植村刑事局長)

呼出人数については、各庁でデータを集積し、各庁での出席率の動向等をも踏まえながら、適切な人数を呼び出すよう努めているところである。

## エ 裁判員裁判の傍聴について

裁判員裁判を傍聴した委員等から、次のとおり、感想等が述べられ、その後、これらを踏まえた意見交換が行われた。

(今田委員)

裁判員裁判を傍聴し、裁判員制度が制度として定着しつつあるものの、なお課題もあると感じた。特に、裁判員裁判では、国民が参加する制度であるため、法曹三者とも審理計画の実現に相当配慮した訴訟進行を行っているが、法廷で不測の事情変更が生じた場合、それに適切に対応することが可能なのか、やや不安を感じた。傍聴した事件においても予定外の事態が生じたようであるが、検察官は比較的臨機応変に対応していたものの、弁護人は十分対応できていなかったように見えた。公判前整理手続を実施しても、法廷で不測の事態が生じる可能性は否定できないので、様々な状況にきちんと対応できるようにすることが大切ではないか。特に弁護人のより一層のスキルアップと弁護活動への支援態勢の構築を早急に進める必要があると感じた。

(内田委員)

複数の事件を傍聴したが、いずれの事件においても、検察官は、プレゼンテーションや配布資料の内容などが分かりやすく、迅速で的確な主張立証のための工夫を行うとともに、複数いた検察官の間では連携・協働が図られており、用意周到な準備ぶりが印象的であった。他方、弁護側は、事案によって弁護活動に差があるとの印象を受けた。裁判所は、いずれの事件において



も、時間配分を含め、的確に訴訟の進行を方向付けており、証人尋問や被告人質問においては、証人や被告人が真実を証言しやすい雰囲気作りを行うとともに、裁判員が裁判に参加しやすいような配慮を行っているように感じた。

全体的な感想として、多少の課題はあるものの、1年目としては、比較的順調な滑り出しといえるのではないかと感じた。

(龍岡委員)

従来刑事裁判と比較すると、法曹三者がそれぞれ工夫を行うことにより、審理が非常に分かりやすくなっていると感じた。裁判所としては、裁判員の負担軽減を重視しなければならないが、その一方で審理の充実を軽視することのないように心掛ける必要があると思う。傍聴した事件では、予定外の事態が生じたにもかかわらず、裁判長は、限られた時間の中で、裁判員にも手続が理解できるような的確な訴訟指揮を行って両当事者の調整をうまく図っていたので、今後増加が予想される複雑困難な事件にも対応できるのではないかと感じた。

なお、傍聴した事件に関していえば、検察官の冒頭陳述がやや詳しすぎ、時間がかかりすぎているのではないかと感じた。

(榊井委員)

以前傍聴した裁判官裁判と比べて、刑事裁判が革命的に変化していたが、傍聴した事件では、弁護側が、新制度にまだ十分対応できていないように感じられた。また、弁護人としては、裁判員裁判であっても裁判員の負担軽減の観点にとらわれすぎず、必要十分な主張立証を行うべきであろう。さらに、法廷での心証形成の容易さという観点では、書証の朗読より、証人尋問や被告人質問の方がより心証を形成しやすかった。裁判員は、具体的かつ直接的な証拠がなければ有罪の確信に達しないと思われ、今後の捜査や公判の在り方に変化を及ぼすのではないかと感じている。

(小野委員)

各委員から貴重な意見をうかがい、弁護士としては、裁判員裁判における公判審理での対応について、更なる検討が必要であると感じた。

(酒巻委員)

現在、法曹三者の重点が審理計画の実現に置かれているように感じるが、最も重要なのは、審理を計画どおり実現することではなく、適正な審理・判断が行われることである。審理計画の実現が自己目的化することがないように注意すべきであろう。

(4) 裁判員法 103 条による実施状況の公表について

植村刑事局長から、資料 5-1 及び 5-2 のとおり、平成 21 年における裁判員法 103 条に基づく公表資料が取りまとめられたことについての報告がされた。

(5) 裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査の結果について

植村刑事局長から、資料 6 に基づき、裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査（第 2 回）の調査項目、調査の実施時期・調査方法等について、事務局案の説明がされた。

(今田委員)

第 2 回の意識調査は、平成 23 年 1 月ころの実施を予定しているとのことだが、第 3 回以降の意識調査も毎年 1 月に調査を実施する予定なのか。

(植村刑事局長)

第 3 回以降の意識調査の実施時期については、未定である。

(今田委員)

この種の調査はできる限り同じ時期に実施した方がよいので、第 1 回及び第 2 回の意識調査の実施時期が 1 月となるのであれば、第 3 回以降の意識調査の実施時期についても、毎年 1 月とすることが考えられる。

(内田委員)

質問項目を追加するのはよいが、第 1 回の意識調査の結果との比較が可能

となるよう、調査項目はできる限り第1回の意識調査と同じ項目で行うべきではないか。

(今田委員)

内田委員と同意見である。裁判員法施行からある程度の期間が経過した時点では、「裁判員制度開始の認識及び認知事項」に関する質問や「裁判員制度開始前の刑事裁判への印象」に関する質問を削除することも考えられるが、第2回の意識調査の実施予定時期が来年1月であれば、裁判員法施行から2年も経過していないので、第2回の意識調査の調査項目からこれらの質問を削除すべきではないだろう。

(椎橋座長)

特に反対意見もないので、今田委員、内田委員からの御意見を踏まえ、資料6の1項に記載されている「第1回調査から継続して調査すべき項目(案)」については、第2回の意識調査でも継続して調査することによろしいか。

(異議なく了承された。)

(酒巻委員)

事務局では、「第2回調査において新たに追加すべき調査項目(案)」として、保護観察に関する質問の追加を検討しているとのことだが、保護観察が付される割合は、裁判員裁判施行後、高くなっている傾向が見られるので、保護観察に関する質問の追加には異論がない。他方、裁判員裁判の量刑傾向に対する評価に関する質問の追加については、既済事件の絶対数がまだまだ少ないので、一般的な量刑傾向を分析し、その傾向を示すことは困難だろう。また、特定の犯罪類型における量刑傾向を取り上げる場合には、その犯罪類型を取り上げた理由付けも必要になるのではないか。さらに、調査方法についても、例えば、調査の際、調査対象者に量刑分布に関する資料を示したり量刑傾向の説明を行った上で調査を実施する方法では、調査対象者の回答が、示された資料や説明内容によって影響を受ける可能性があるし、質問の内容

も工夫しないと、一般国民が回答するのは難しいのではないか。

(今田委員)

そもそも量刑傾向に対する評価に関する設問を追加する理由は何か。

(植村刑事局長)

裁判員裁判における量刑傾向が、裁判官だけで裁判を行っていた場合の量刑傾向から変化したといえるか、変化している場合、その変化をどう考えるかについて、国民への調査を試みたいと考えたからである。

(内田委員)

量刑傾向に対する評価を国民に質問するのは難しいのではないか。酒巻委員も指摘されたが、質問の内容を工夫しないと、例えば妥当と思うかどうかを尋ねても、「どちらともいえない」という回答に集中するだろう。

(榎井委員)

裁判員裁判が実施され、性犯罪に関する量刑傾向は変わったように感じるので、調査を行う犯罪類型を性犯罪に絞って量刑傾向を質問することは考えられるのではないか。その場合でも、内田委員が指摘されたとおり、国民が回答しやすいような表現ぶり等を工夫する必要があるだろう。

(今田委員)

例えば、調査対象者に対し、量刑分布のグラフ等を示してどう思うかと質問しても、調査対象者は回答に窮するだろう。調査対象者が量刑傾向に対する評価を回答するためには、グラフの提示だけでは難しいのではないか。調査対象者がグラフ等から一定の量刑傾向を読み取ることができるような情報を示す必要があるのではないか。また、量刑傾向に対する調査を行うのであれば、実施する事務局として、量刑傾向が変化した理由について一定の仮説を用意しておく必要があると思う。

(山崎事務総長)

意識調査の基本的な発想は、裁判員裁判という新しい裁判制度について、

国民がどのように評価しているか聞いてみるということであるが、事務局としては、裁判の内容の面で国民に質問できる項目がないかと考え、試みとして、量刑傾向に関する質問の追加を検討した次第である。委員の御意見によれば、量刑傾向に関する質問をする場合には、質問の内容や方法等、更に多くの点について検討しなければならないと思うが、何らかの形で調査対象者に量刑傾向を示した上で、それに対する評価を質問することはできないだろうか。

(内田委員)

酒巻委員が指摘されたとおり、犯罪類型ごとの量刑分布を示す方法で調査するためには、もう少し判決の蓄積が必要ではないか。1案として、求刑と宣告刑との比較という観点から量刑傾向を分析することは考えられないか。

(酒井委員)

求刑と宣告刑との比較という観点からすると、裁判官裁判時の傾向と現時点においては大した変化は認められないのではないか。判決の内容にまで立ち入って、例えば家族間の犯罪において被告人に同情すべき事情のあるもの、といった形で分析を行えば、ある程度の量刑傾向が読み取れる可能性はあるのかもしれないが、量刑分布という形で一定の量刑傾向を読み取ることは難しいだろう。

(植村刑事局長)

量刑傾向に対する評価に関する質問の追加については、ただいまの御意見を踏まえて事務局で再検討し、次回の懇談会で改めて議論していただくこととしたい。

## 5 今後の予定について

次回の懇談会は、次の日時に開催することとされた。

第10回 平成22年9月30日(木) 午前10時から

(以上)